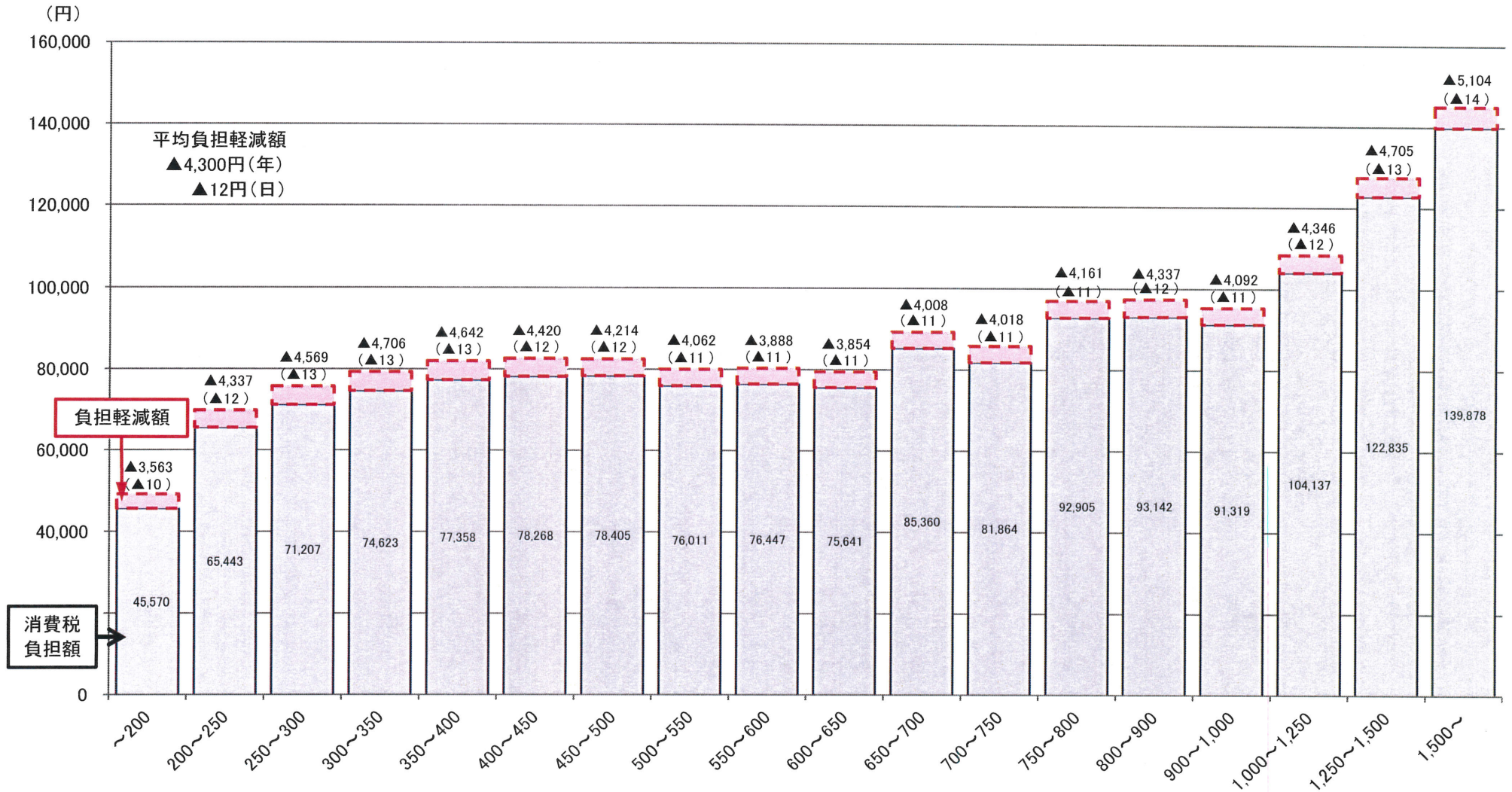


軽減税率による負担軽減額(軽減対象:酒類・外食を除く飲食料品)[1人当たり]



(注1) 総務省「家計調査」(平成25年)の二人以上世帯の消費支出金額等に基づき試算。

(注2) 消費税負担額は、家計調査における支出金額に、標準税率対象品目は105分の10、軽減税率対象品目は105分の8を乗じて算出している。

年間収入階級(万円)

※パネル写し

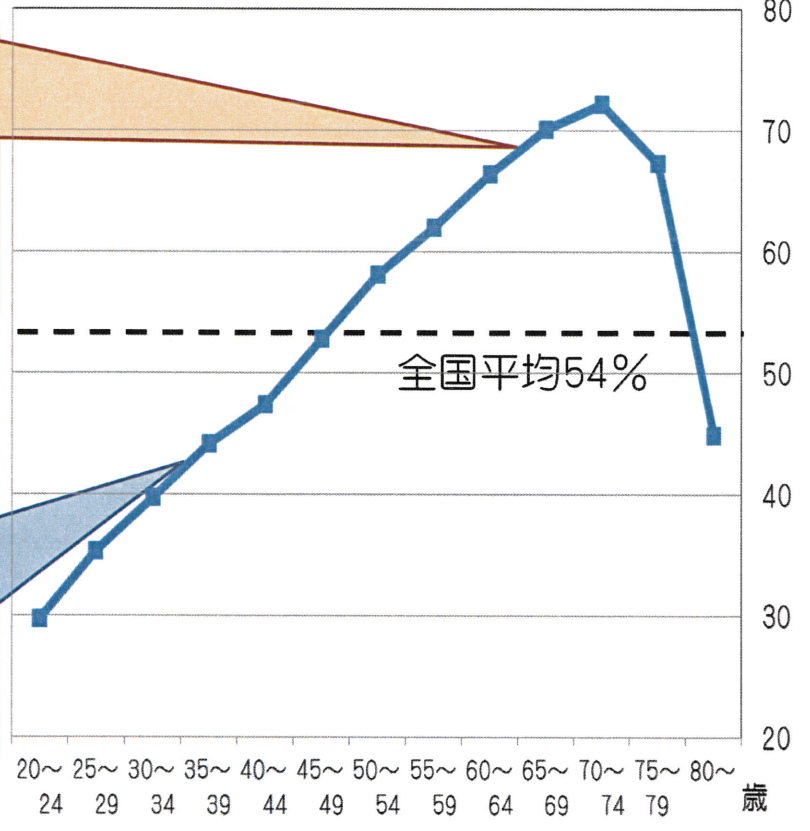
### 第47回衆議院議員総選挙投票率 %

年金生活者給付金  
(2016年5月か6月)

- ・65歳以上、30,000円/人
- ・予算総額 3,600億円
- ・人数 1,100万人

子育て世帯給付金の廃止

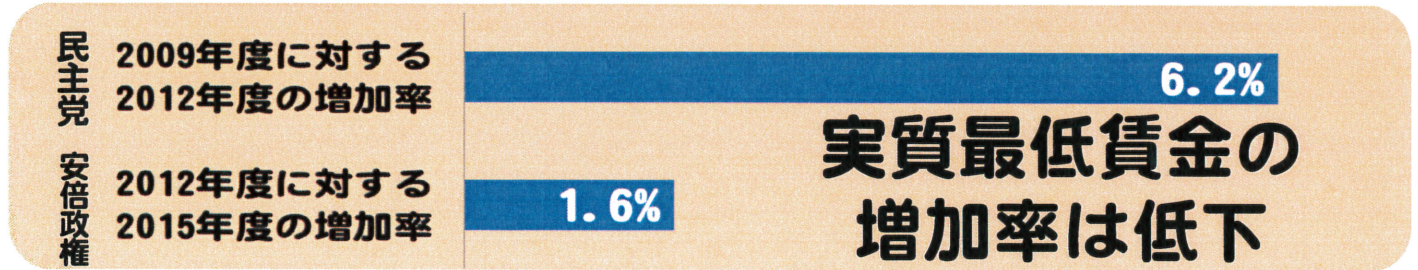
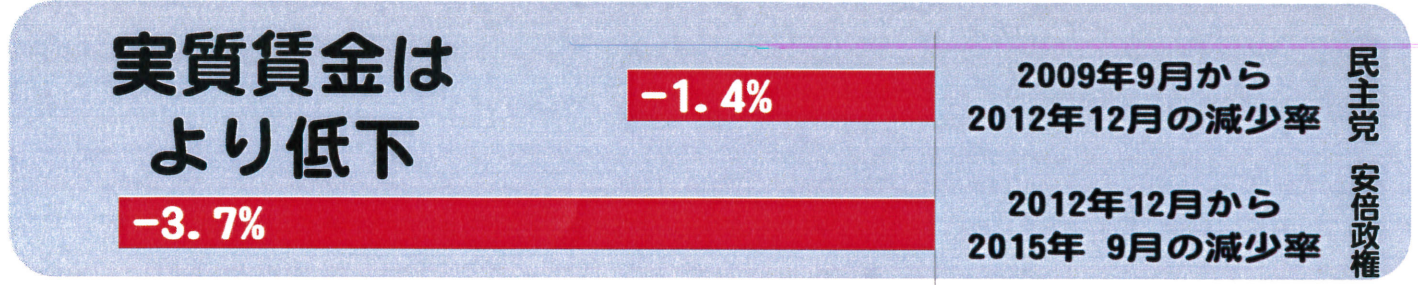
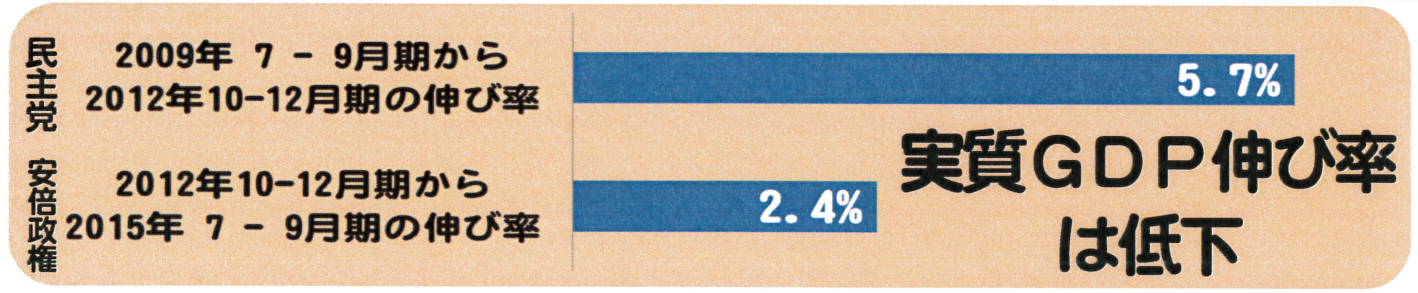
- ・15歳以下、3,000円/人
- ・予算総額 600億円
- ・人数 1,600万人



出所:総務省及び厚生労働省資料より山井和則事務所作成

※パネル写し

## 民主党政権と安倍政権の比較



## 収益額の状況

	平成26年度	平成27年度				年度
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
収益額（億円）	152,922	26,489	-78,899	-	-	-52,410

### 《参考》

#### （市場運用分）

	平成26年度	平成27年度				年度
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
総合収益額（億円）	151,824	26,280	-79,090	-	-	-52,809
国内債券	15,957	-505	3,022	-	-	2,517
国内株式	69,105	18,657	-43,154	-	-	-24,497
外国債券	18,884	1,139	-2,408	-	-	-1,268
外国株式	47,863	6,987	-36,552	-	-	-29,565
短期資産	15	1	2	-	-	4

#### （財投債）

	平成26年度	平成27年度				年度
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
収益額（億円）	1,098	208	191	-	-	399

（注1）上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

（注2）収益額は、運用手数料等控除前のものです。

平成 27 年第 20 回経済財政諮問会議  
議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時：平成 27 年 11 月 27 日 (金) 16:10~17:02

2. 場 所：官邸 4 階大会議室

3. 出席議員：

議長	安倍	晋三	内閣総理大臣
議員	麻生	太郎	副総理 兼 財務大臣
同	菅	義偉	内閣官房長官
同	甘利	明	内閣府特命担当大臣 (経済財政政策) 兼 経済再生担当大臣
同	高市	早苗	総務大臣
同	林	幹雄	経済産業大臣
同	黒田	東彦	日本銀行総裁
同	伊藤	元重	東京大学大学院経済学研究科教授
同	榊原	定征	東レ株式会社 相談役最高顧問
同	高橋	進	株式会社日本総合研究所理事長
同	新浪	剛史	サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長
臨時議員	加藤	勝信	一億総活躍担当大臣
同	石破	茂	地方創生担当大臣

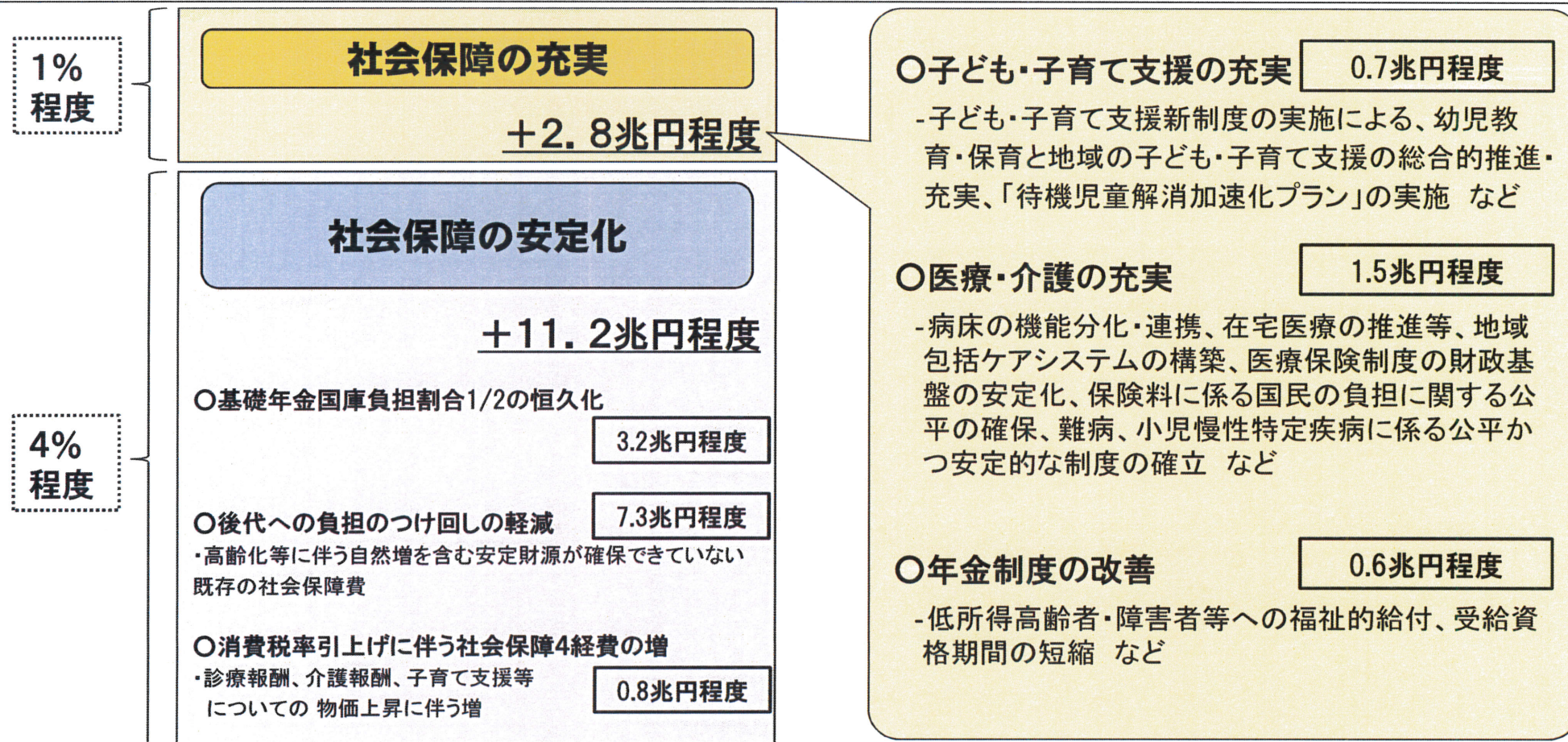
(新浪議員) 600兆の経済に向けて、消費税率を2%上げられるような経済にしていくことは当然であり、賃金についても、可処分所得を今後も継続的に上げていくわけだが、例えば雇用保険など、天引きされる部分が結構多い。一般事業の雇用保険料率は1.35%で、事業主負担0.85%と労働者負担0.5%に分かれているが、実際には完全雇用のような状況になっているので、どちらも半分ぐらいにしたらどうか。そうすれば、企業も一生懸命賃上げをしていくだろう。

また、健康保険料も大変増えているが、この辺りも歳出改革が必要である。例えばこの間申し上げた後期高齢者の支援金なども、企業が頑張ることによって保険料が上がらずに済み、それによって実質的な所得が上がることになる。こういったことを行っていくことが大変重要なのではないか。これにより、実態として可処分所得が上がることになるので、こうしたことを行っていったらどうか。もう一つ、130万円の壁についての検討は大変重要である。安倍政権の大きな目玉改革として、是非、壁をなだらかにする仕組みにしていきたい。

最後に、資料2の3ページに関連して、機関投資家のガバナンスについてであるが、例えばGPIFが機関投資家に運用委託をしているので、機関投資家に対して働きかけ、投資先が必要以上にキャッシュを持っているのであれば、例えば3年以内に設備投資するのか賃上げするのか、どうするか決めさせる。決めないのであれば、配当で戻させ、そして、別に成長するところにお金を回す。そうした具合にGPIFを活用するというのも、大いに効果があるのではないか。

# 消費税5%引上げによる社会保障制度の安定財源確保

- 消費税率(国・地方)を、2014年4月より8%へ、2015年10月より10%へ段階的に引上げ  
( \* 税制抜本改革法の規定に基づき、経済状況等を総合的に勘案して、最終的に判断)
- 消費税収の使い途は、国分については、これまで高齢者3経費(基礎年金、老人医療、介護)となっていたが、今回、社会保障4経費(年金、医療、介護、子育て)に拡大
- 消費税収は、全て国民に還元し、官の肥大化には使わない



(注) 税制抜本改革法に沿って消費税率が平成27年10月に10%に引き上げられ、増収分が平成29年度に満年度化した場合、5%引き上げ分の14.0兆円程度のうち、1%程度の2.8兆円程度が充実にあてられる。

### 36協定違反が目立つ

#### 2-1 ワタミが受けた是正勧告の概要(2008年4月~13年2月)

違反内容	違反が指摘された店舗、件数	
36協定を超える時間外労働(労基法32条違反)	坐・和民 上野浅草口店、和民 浅草橋駅前店(08年9月)、ワタミフードサービス(08年12月)、和民 町屋店(09年8月)、わたみん家 学芸大学駅前店(09年9月)、わたみん家 菊川駅前店(10年7月)、ワタミフードサービス(11年10月)、ワタミフードサービス(11年12月)、坐・和民 奈良三条通り店(12年2月)、坐・和民 JR三宮高架下店(12年2月)、和民 京急久里浜駅前店(12年4月)、コナン 横須賀中央店(12年4月)、坐・和民 関内北口店(13年2月)	計12件
36協定における業務範囲が不明確(労基法32条違反)	ワタミフードサービス(11年12月)	計1件
36協定未締結であるのに時間外労働指示(労基法32条違反)	坐・和民 王子店(11年10月)、和民 京急久里浜駅前店(12年5月)	計2件
36協定未締結であるのに休日労働指示(労基法35条違反)	坐・和民 王子店(11年10月)	計1件
36協定を労働者に不周知(労基法106条違反)	和民 京急久里浜駅前店(12年4月)、コナン 横須賀中央店(12年4月)	計2件
法定の休憩時間の不順守(労基法34条違反)	T-G・フライデーズ 町田店(11年5月)、T-G・フライデーズ MM21クロスゲート店(11年7月)、わたみん家 船堀店(11年9月)、坐・和民 奈良三条通り店(12年2月)、坐・和民 JR六甲駅前店(12年2月)、坐・和民 JR三宮高架下店(12年2月)、坐・和民 阪急三宮西口駅前店(12年2月)、和民 JR神戸北口駅前店(12年2月)、和民 京急久里浜駅前店(12年4月)、コナン 横須賀中央店(12年4月)、坐・和民 関内北口店(13年2月)、わたみん家 JR川崎東口駅前店(13年2月)、和民 JR横浜駅前店(13年2月)	計13件
時間外労働割増賃金(あるいは深夜労働割増賃金)の不払い(労基法37条違反)	和民 香里園駅前店(08年6月)、和民 京急久里浜駅前店(12年4月)、コナン 横須賀中央店(12年4月)、わたみん家 大鳥居駅前店(12年12月)、昌食屋渡美(12年12月)	計7件
管理監督者に該当しない者に対する割増賃金未払い(労基法37条違反)	T-G・フライデーズ 町田店(11年5月)、わたみん家 船堀店(11年9月)、坐・和民 王子店(11年10月)、豊の屋 南蒲田店(11年12月)	計4件
労使協定なく前払い金等を控除(労基法24条違反)	和民 柏店(08年4月)	計1件
解雇予告手当の不払い(労基法20条違反)	和民 原宿明治通店(09年11月)	計1件
正社員を雇用する際の労働条件明示義務違反(労基法15条違反)	坐・和民 上野浅草口店、和民 浅草橋駅前店(08年9月)、和民 大鳥居店(10年6月)、和み事 大鳥居店(10年6月)、わたみん家 大鳥居駅前店(10年6月)、坐・和民 王子店(11年10月)	計5件
就業規則変更届の未提出(労基法89条違反)	和民 町屋店(09年8月)、わたみん家 学芸大学駅前店(09年9月)	計2件
1年ごとの定期健康診断不実施(安衛法66条違反)	和民 柏店(08年4月)、坐・和民 上野浅草口店、和民 浅草橋駅前店(08年9月)、和民 町屋店(09年8月)、わたみん家 菊川駅前店(10年7月)、T-G・フライデーズ MM21クロスゲート店(11年7月)、ワタミフードサービス(11年10月)、豊の屋 南蒲田店(11年12月)、坐・和民 伏見桃山店(13年1月)	計8件
深夜業務従事者の6カ月ごとの定期健康診断不実施(安衛法66条違反)	和民 柏店(08年4月)、坐・和民 上野浅草口店、和民 浅草橋駅前店(08年9月)、わたみん家 菊川駅前店(10年7月)、坐・和民 王子店(11年10月)、坐・和民 伏見桃山店(13年1月)	計5件
衛生推進者の未選任(安衛法12条違反)	坐・和民 上野浅草口店、和民 浅草橋駅前店(08年9月)、ワタミフードサービス(08年12月)、T-G・フライデーズ MM21クロスゲート店(11年7月)、わたみん家 船堀店(11年9月)、坐・和民 王子店(11年10月)、豊の屋 南蒲田店(11年12月)	計6件
衛生委員会において、長時間にわたる労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関することを調査・審議させていない(安衛法18条違反)	ワタミフードサービス(11年12月)	計1件

\*労基法は労働基準法、安衛法は労働安全衛生法略

#### 残業には制限がある

36協定を締結しないで残業させるのは違法。締結した場合でも、協定で定めた限度時間を超える残業は違法となる

#### 労働と休憩はセット

労働時間が6時間を超える場合は最低45分、8時間を超える場合は最低1時間の休憩を与えなければ違法となる

#### サービス残業はNG

残業したにもかかわらず、その時間分に当たった残業代(割増賃金)が支払われなければ違法となる

#### 解雇予告手当は30日分

解雇する場合に30日前に予告しなければならない。予告が難しければ、解雇予告手当として30日分の賃金を支払う

#### 安全と健康を守る

労働安全衛生法では、労働者の安全と健康を確保するために、衛生推進者などを選任して安全衛生管理組織を設置したり、労働者の定期健康診断を実施することが義務付けられている

Illustration by Saekichi Kojima

2008年4月、山本洋一郎さん(仮名)は大手居酒屋チェーンのワタミに入社した。入社から2カ月たった6月のある日、会社から早朝に呼

び出されると、他の社員たちと共に会議室に集められ、同期入社の人たちと森美菜さん(当時26歳)が前日に亡くなったことを告げられた。「事故死。そう説明された。

明らかなに過重労働だった。それでも同僚や上司たちと比べて、自分だけが働き過ぎているわけではなかった。各地の労働基準監督署はワタミ

労働問題の「デパート」ワタミは正勧告の全容  
労働基準監督官は企業のごまかす目に向けて監督しているのか。大手居酒屋チェーンのワタミに出された是正勧告書から、監督官が炙り出す企業の「穴」を見てみよう。

森さんの死を悼みながらも、山本さんは忙しい日常に戻った。開店前の夕方4時に出勤。新人で不慣れなこともあり、閉店作業を終えて店を出るときには翌朝7時、8時を回るころがしよつちゅう。夕方になれば再び出勤。その繰り返しだった。

をマークしていた。労務体制に問題のあるケースが多い外食サービス産業そのものが、労働基準監督官たちにとって重点ターゲットなのである。



# あなたの会社も狙われる

労働基準監督署による監督から民事の裁判まで、企業や労働者を襲う労務トラブルの最新事情に迫った。油断は禁物。あなたの会社も狙われる。

森さんの両親はこれで終わらせず、安全配慮義務を怠ったとしてワタミと元社長の渡邊美樹氏らに約1億5300万円の損害賠償を求めて提訴した。

裁判資料として表に出た24通の是正勧告書を違反内容別にまとめたのが表2-1だ。違反はざっと16項目に及び、まるで労働問題のデパートのようだ。

長時間労働を意味する「36協定を超える時間外労働」は12件に及ぶ。36協定なんて、言葉すら聞いたことがなかった」という山本さんは、協定の存在すら知らぬまま、長時間残業を続けてきた。

チェーン店など事業場が多いと、事業場によって36協定が未締結だったり、不備があるケースも多い。「法定の休憩時間の不順守」は13件に上る。長時間にわたる勤務中、満足に休憩を取れないことが頻繁化、あるいは常態化していることをうかがわせる数だ。

「時間外労働割増賃金の不払い」は7件だ。山本さんの場合、最初に配属された店舗はある程度の残業代がもらえていたが、そこには低い天井があり、上限に達するといくら働いてもそれ以上残業代は

# ワタミ過労自殺和解

## 「創業 渡辺氏に重大な賠償責任」

### 再発防止・未払い残業代も

遺族に1億3000万円



ワタミの過労自殺訴訟で和解が成立し、森美菜さんの遺影を前に記者会見する父・豊さんと母祐子さん（18日午後、東京・霞が関の厚労省で）（北村彰撮影）

ワタミグループの居酒屋「和民」で働いていた森美菜さん（当時26歳）を過労自殺で亡くした遺族が、ワタミや創業者の渡辺美樹参院議員（自民）らに1億5000万円の損害賠償を求めた訴訟は8日、東京地裁で和解が成立した。「長時間労働を強いられ、心理的、身体的負担を受けた結果で業務が原因」として、ワタミや渡辺氏が計1億3000万円の賠償金を支払い、法的責任を認めて謝罪する内容。原告側代理人弁護士らが同日会見し、明らかにした。【関連記事】

### 東京地裁

項では、渡辺氏の法的責任については「創業者が長らく代表取締役を務め、形成した理念に基づき、従業員に過重な労働を強いた。渡辺氏は最も重大な損害賠償責任を負う」ことを確認した。賠償額のうち4000万円は慰謝料で、弁護士は「同種の事案としては高額で、懲罰的な意味合いが込められている。実質的勝訴だ」と評価した。

森さんの自殺をきっかけに、過酷な労働条件に注目が集まり、ワタミは「ブラック企業」との強い批判を浴びた。

弁護団によると、和解条

項では、実際の労働時間を機械などで正確に

2008年	4月	森美菜さんがワタミフードサービスに入社。神奈川県横浜須賀市内の居酒屋「和民」に配属
	6月	美菜さんが自殺
	8月	遺族が、美菜さんの死は過労が原因として横須賀労働基準監督署に労災申請
09年	7月	横須賀労基署は労災と認めず
	12月	2月 神奈川県労働者災害補償保険審査官の再審査で過労が原因として労災認定
	11月	賠償額を確定しようと、ワタミ側が名古屋簡易裁判所に民事調停を申し立て
13年	6月	ワタミ、外部有識者委員会を設置 ワタミ創業者の渡辺美樹氏が会長退任
	7月	渡辺氏が参院選に出馬し、初当選
	11月	名古屋簡裁での調停不成立
	12月	遺族が渡辺氏やワタミなどを相手に東京地裁に提訴
14年	3月	外部委の指摘を受け、ワタミが労働環境の改善策を発表
15年	12月	遺族と渡辺氏らとの間で和解が成立

## ご両親傷つけた言動 謝罪

社員過労自殺訴訟の和解成立を受け、ワタミ創業者の渡辺美樹参院議員＝写真＝は8日、自身のフェイスブックに「最も重い責任は私にある。再発防止を誓う」とするコメントを載せた。



### 渡辺氏コメント

渡辺氏は「ご両親さまを傷つけたこれまでの態度、認識、発言は全て取り消す」と謝罪。「ワタミは私のリーダーシップと情熱の下、急速な拡大成長を遂げたが、その過程で起きた今回の事実を取り返しがつかず、私の人生最大の反省点」と振り返った。今後については「私もワタミも和解の趣旨を誠実に実践し、改革して参ります」とし、「過ちは再び改むるに憚ること勿れ」といつ言葉も胸に深く刻むと記した。

記録し、就業時間との相違を生じさせないことなど、長時間労働の再発防止策も盛り込まれた。研修や自宅でのレポート作成など、これまで業務とみなさなかつたものも労働時間と認定。遺族への賠償金とは別に、二〇〇八―二〇一〇年度の新卒社員八百人全員に、過去分の未払いの残業代として一律約二万五千円を支払うなどとした。

森さんが亡くなった後、渡辺氏がツイッターで「業務管理ができていなかったとの認識はありません」と発信したことについても「不適切な内容を含み、原告らに一層の精神的苦痛を負わせたことを謝罪する」と

と盛り込んだ。渡辺氏はこの日の和解協議で、遺族に謝罪したという。

弁護士とともに厚生労働省で記者会見した父親の豪さん（左）は「再発防止策を付けられたことはよかった。反省しているなら、和解事項を守ってほしい会社にならしてほしい」と訴えた。訴状によると、森さんは〇八年四月、ワタミフードサービス（現ワタミ）に入社。神奈川県横浜須賀市の店舗に配属され、休日がほとんどないまま長時間労働が続き、同年六月に自殺。過労が原因で適応障害を発症していたとして二年に労災認定された。遺族は一三年十一月に提訴していた。